

令和3年～令和5年

庁舎の電気供給業務の契約に係る 入札参加資格申請の手引き

目次

はじめに

1. 入札参加資格の審査受付期間及び送付方法……………1
2. 競争入札に参加できない者……………1
3. 入札参加資格の有効期間……………1
4. 入札参加資格の審査手続き……………1
5. 提出書類等……………2

【問い合わせ先】

島根県 総務部 管財課
財産活用推進室

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-6499

FAX 0852-22-6037

E-mail kanzai@pref.shimane.lg.jp

はじめに

令和3年から令和5年までに島根県が発注する庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加を希望される方は、次のとおり資格審査の申請を行ってください。

1. 入札参加資格の審査受付期間及び送付方法

区分	受付期間及び送付方法	送付先
定期審査	終了しました	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
随時審査	期間 令和3年1月4日(月)～令和5年12月28日(金)まで 受付時間 (持参) 午前9時～午後5時(閉庁日を除く) (郵送) 当日消印有効	島根県総務部管財課 財産活用推進室

2. 競争入札に参加できない者

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税及び島根県における県税を滞納している者
- (5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

3. 入札参加資格の有効期間

定期審査分 令和3年1月1日 から 令和5年12月31日まで
随時審査分 認定日 から 令和5年12月31日まで

4. 入札参加資格の審査手続き

申請書の提出書類及び記載内容に不備がある場合、FAX またはメールにて補正事項の連絡を行いますので、補正事項を補正の上、補正した書類を提出してください。

なお申請書は次の URL からダウンロードしてください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/shinsei/R3-R5_Supply_of_Electricity.html

5. 提出書類等

- 留意事項
1. 提出書類は日本語で作成し、添付書類が外国語で記載されたものは、日本語の訳文を附記又は添付してください。
 2. 提出書類の※印欄は記入しないでください。
 3. 提出書類は片面で印刷してください。

No.	提出書類 (○…必ず提出する書類、△…該当する場合に提出する書類、×…提出不要の書類)	法人	個人
1	<p>入札参加資格審査申請書（様式第1号）</p> <p>1. 年月日欄は、提出する日付を記入してください。</p> <p>2. 「申請者情報」欄 ※押印欄は廃止しました。 (1) 法人…登記簿に記載されているとおりに記入してください。 (2) 個人…住所は営業の本拠地を、商号又は名称は屋号等を、代表者氏名は経営者名を記入してください。</p> <p>3. 「担当者情報」欄 (1) 担当者氏名…申請書の内容について問い合わせをすることがあるので、担当者氏名及び連絡先を記入してください。 (2) 担当者メールアドレス…請書の提出書類及び記載内容に不備がある場合、メールにて補正事項の連絡を行う場合があります。必ず記載してください。</p> <p>4. 「委任に関する情報」欄 ※押印欄及び委任状(別紙2)の個別様式は廃止しました。 (1) 代理人を定める場合のみ提出してください。 (2) 定期審査で提出される際は、委任期間は「令和3年1月1日から令和5年12月31日まで」となります。 (3) 随時審査で提出される際は、委任期間は「委任の事実が発生した日から令和5年12月31日まで」となります。</p>	○	○
2	<p>営業経歴調書</p> <p style="text-align: center;">様式を廃止しました。 ※R5.3.1以降、提出は不要です。</p>	×	×
3	<p>委任状</p> <p style="text-align: center;">様式を廃止しました。 ※R5.3.1以降、提出は不要です。</p>	×	×
4	<p>誓約書</p> <p style="text-align: center;">様式を廃止しました。 ※R5.3.1以降、提出は不要です。</p>	×	×
5	<p>役員等名簿（別紙）</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているか否かを確認するため、島根県警察本部に対して照会を行います。</p> <p>2. 年月日欄は、提出する日付を記入してください。 ※ 押印欄は廃止しました。</p>	○	○

6	登記事項証明書又はその写し	○	/
	1. 証明書は履歴事項全部証明書としてください。 2. 申請前3か月以内に発行されたものを添付してください。		
7	定款の写し	○	/
	法人の場合、必ず提出してください。		
8	身分証明書又はその写し	/	○
	申請前3か月以内に発行されたものを添付してください。		
9	国税の納税証明書又はその写し	○	○
	1. 消費税及び地方消費税の滞納がないことを確認できる証明書を添付してください。 2. 申請前3か月以内に発行されたものを提出してください。		
10	島根県税の納税証明書又はその写し	○	○
	1. 滞納がないことが確認できる証明書を添付してください。 2. 島根県内に会社・営業所等の有無に関わらず提出が必要です。 3. 申請前3か月以内に発行されたものを提出してください。 ※島根県税の納付実績がない場合でも証明を受けることが可能です。必ず提出してください。		
11	審査基準日直前2年間の決算書類 及び 営業に必要な設備機械器具等の明細書	×	×
	<u>R5.3.1以降、提出不要になりました。</u>		
12	営業に必要な許認可等を受けていることを証明する書類	○	○
	電気事業法第2条第1項に定められる電気事業許可を受けていることを証明するもの又はその写しを提出してください。		
13	資格審査結果通知書返信用封筒	○	○
	定形封筒長形3号程度に84円切手を貼付し、送付先を明記してください。		

◇国税の納税証明書申請方法等は e-Tax から行うこともできます。詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。
<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

◇島根県税の納税証明書申請方法等は、島根県税務課ホームページをご覧ください。
https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html